様式１

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		機械室等に関する容積率の特例許可
根拠条例･規則等名		建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)
条　　項		第５２条第１４項
所　管　部　課		建設局 建築行政部 建築行政課(048-829-1533)
審査基準	基　準（未設定の場合はその理由）	中水道施設を設置する建築物に係る建築基準法第52 条第13 項第1 号の規定の運用について（昭和60 年12 月21 日住街発第114 号） 中水道施設を設置する建築物に係る建築基準法第52 条第13 項第1 号の規定の運用について（平成8 年3 月29 日住街発第33 号） 建築基準法第52 条第13 項第1 号の規定の運用について（平成11 年4 月16 日建設省住街発第45 号） 建築基準法第52 条第13 項第1 号の規定の運用について（平成16 年2 月27 日国住街発第381 号） 建築基準法第52 条第14 項第1 号（機械室等に関する容積率の例外許可）の指導方針について（平成18 年7 月10 日運用） さいたま市建築基準法第52 条第14 項第1 号の規定による許可取扱基準（平成 21 年 7 月 1 日より運用） 建築基準法第52 条第14 項第1 号の規定の運用等について（平成 23 年 3 月 25 日国住街発第 188 号） 建築基準法第52 条第14 項第1 号の規定の運用等について（平成 26 年 3 月 31 日国住街発第 170 号） 建築基準法第 52 条第 14 項第 1 号の規定の運用について（令和 3 年 6 月 25 日国住街第 95 号）
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定 平成２６年３月３１日最終改正
標準処理期間	期　間（未設定の場合はその理由）	６０日
	設定等年月日	平成１３年５月１日設定　平成　　年　　月　　日最終改正
備　　考		